

令和7年4月14日

保護者 様

船橋市立高根台第二小学校
校長 新田 真理子

学校における合理的配慮の提供について

日頃より、本校の教育活動にご理解ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、障害者差別解消法に基づき、「障害者に対して不当な差別的取扱いを行うこと」が禁止すると共に、国・地方公共団体（公立学校を含む）及び事業者において、合理的配慮の提供が義務となっております。

学校においては、障害のある児童生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう、個々の教育的ニーズに応じた教育の充実に努めて参ります。

つきましては、「合理的配慮の提供」について、ご質問、ご要望がある場合は、学校（担任、または教頭）までご相談ください。

1 障害者差別解消法とは

平成25年6月19日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。これにより、平成28年4月1日から、公立学校では、障害者に対して、障害を理由とする差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となります。

2 合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが他の子どもと平等に勉強や学校生活を送ることができるように、次の3つがあげられます。

- ①学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ②障害のある子ども一人一人に応じて、個別に必要とされるもの
- ③実施できる人がいること、また金銭的に提供が難しくないもの

3 学校における合理的配慮例

【学校における合理的配慮の例】

（１）肢体不自由のAさん

【状態】両足にまひがあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。

- 教室を1階に配置。
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置。
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消。

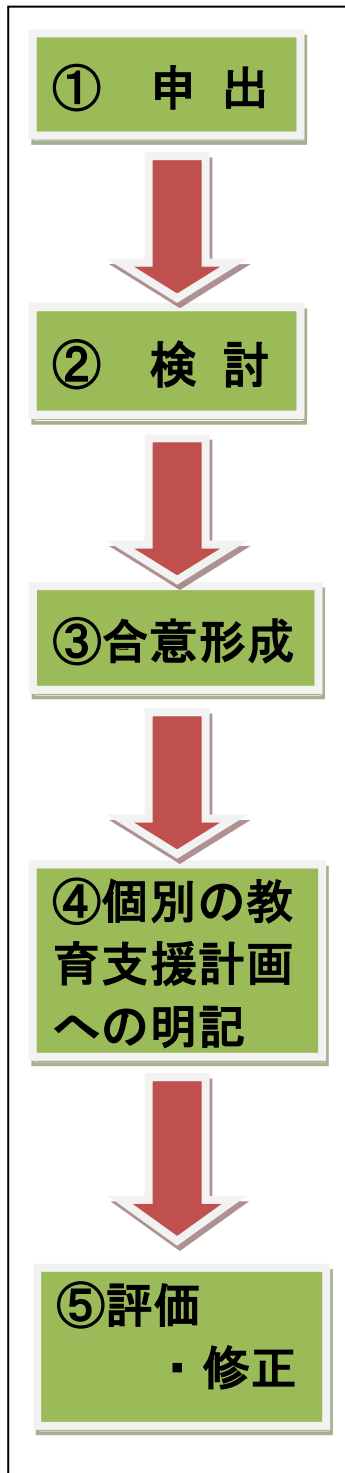


（２）聴覚過敏があるBさん

【状態】大きな音が苦手で、イヤーマフや耳栓等で調節している。

- 運動会はピストルではなく、ホイッスルを使用する。

4 合理的配慮提供までの流れ



①障害者差別解消法においては、合理的配慮の提供について、本人や保護者から申出（意思の表明）を行います。

②「過度の負担かどうか」「実施可能かどうか」を学校等が、代わりの案はないかどうかも含めて、一人一人について考えます。

③合理的配慮の決定については、本人・保護者と話し合いながら行います。

④決定された合理的配慮については、個別の教育支援計画に記入します。また、個別の指導計画にも活用していきます。さらに、進学するときには、次の学校に引継ぎます。

⑤校内委員会等で定期的に評価し、再度、本人・保護者と話し合いながらよりよいものに修正していきます。